

【 検 査 】

３７３ 気管支喘息に対する肺気量分画測定とフローボリュームカーブの併算定について

《令和６年１１月２９日》

○ 取扱い

気管支喘息に対するD200「１」肺気量分画測定と「２」フローボリュームカーブの併算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

肺気量分画測定は、スパイロメータを使用して肺活量などの吸気量、呼気量を測定するもの、フローボリュームカーブは気流速度と気流量の関係パターンを曲線で評価するものであり、双方を併せて測定することは、慢性的な気道炎症、気道過敏、それに伴う可逆的な気流制限を特徴とする気管支喘息における呼吸機能の評価に有用である。

以上のことから、気管支喘息に対するD200「１」肺気量分画測定と「２」フローボリュームカーブの併算定は、原則として認められると判断した。